

策定年月日

平成20年11月14日

# 特定間伐等促進計画

熊本県 上天草市



## 1 特定間伐等促進計画の目標

間伐等の実施の促進に関する特別措置法第3条の規定により定められた県の基本方針では、地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成等、森林の多面的な機能の持続的発揮のため、平成20年度から平成24年度までの5カ年間に県内民有林において促進すべき間伐等の目標面積を72,500ha(年平均14,500ha)と掲げている。

上天草市としては、県の基本方針及び市町村森林整備計画を踏まえるとともに当市の間伐等の実施状況を勘案して、平成20年度から平成24年度までの5カ年間で250ha(年平均50ha)の間伐等を行うことを、本特定間伐等促進計画の目標とする。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

上天草市における特定間伐等促進計画の区域の設定については、県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に基づき、本市の区域の範囲は、別図のとおりとする。

特に 森林法第10条の5第2項第5号に規定する要間伐森林、 森林法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林のうち間伐を必要とする森林、 1990年(平成2年)以降間伐が行われていないと見込まれる森林、 森林法第11条に規定する森林施業計画の認定を受けていない水土保持林及び資源の循環利用林、 植林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林について当区域に含めた。

## 3 特定間伐等の実施計画

2で設定した特定間伐等促進計画の区域内における特定間伐等の実施については、間伐等が適正に実施されていない森林等、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、平成20年度から平成24年度までの間に着実に実施する。

また、当計画に基づく間伐実施において、「間伐推進団地における間伐の実施について」(平成20年3月31日付け19林整第1138号林野庁長官通知)により森林環境保全整備事業を活用して間伐を実施した森林については、水土保持機能の向上等のため、一定期間(概ね10年)は、原則として皆伐を行わないものとする。

なお、実施計画の各実施箇所は、別紙のとおりとする。

#### 4 森林施業の共同化の促進等に関すること

##### (1) 森林施業の共同化の促進について

本市の森林所有者の大半は1ha未満の小規模所有であり、森林施業を計画的、重点的に行うためには、森林所有者、森林組合をはじめとした林業事業者、県、町など地域一体となった推進体制を整備するとともに、地区単位等に実行責任者たるリーダーを配置するなど、地区単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、地区単位での森林の整備の推進を図る。

さらに、提案型集約化施業の手法を林業経営体・事業体に確立・定着させていくとともに、林道や作業道等の路網の整備、高性能林業機械の活用や列状間伐等の効率的な施業を実施するための森林の団地化を推進し、林業生産活動のコスト縮減による収益性の向上を図り“稼げる林業”の実現に向けた取組である「くまもと林業生産性向上プロジェクト」について、県、森林組合等林業事業者の関係者と連携し取り組む。

##### (2) 森林施業受委託や施業実施協定の締結促進等について

在市の森林所有者に対しては、地区説明会等への参加呼びかけ、不在市森林所有者に対しては、ダイレクトメール等を利用するなどして、森林の機能や森林整備の重要性の認識を促すとともに林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促進する。

特に上天草市森林整備計画に定める「森林施業協定共同化重点的实施区域」について、施業実施協定の参加を促進する。

また、不在市森林所有者については、現状を把握するために意向調査等を行い、パンフレット等により森林・林業の社会的意義や役割・魅力等について情報発信し、間伐をはじめとする森林整備の実施について喚起し、森林組合等林業事業者への施業委託を促進する。

#### 5 担い手の育成及び確保に関すること

##### (1) 間伐等を実施する上で必要な林業担い手の確保及び育成対策について

林業担い手については、確実に高齢化・不足化が進行しており、このまま推移すれば、適正な森林整備が損なわれることなどが危惧されるため、いかに林業担い手を確保していくかが喫緊の課題となっている。一方、その就業環境については、若者をはじめ就業希望者にとって魅力に乏しい状況となっている。

このような状況の中で、早急に林業担い手を確保していくためには、森林組合をはじめとする林業事業者において、事業量の安定確保による通年雇用の推進を図りながら、林業担い手の労働安全衛生の確保策の推進、各種社会保険の加入促進等による就業条件の改善に努める。

また、林業担い手に対しての技術等向上のための各種研修会や資格取得等についても積極的に支援し育成対策を推進する。

上記対策をより円滑に推進していくために、財団法人熊本県林業従事者育成基金との連携強化を図る。

さらに、森林所有者や地域住民を対象に行う林業体験等の取組を通して、森林・林業の社会的意義や役割・魅力等について積極的に情報発信をしていく。

(2) 間伐を実施する上で必要な森林組合や林業事業体の経営体質強化対策について

森林組合等の事業運営の効率化、低コスト化、生産性の向上等の取組を支援するとともに、森林組合等は、森林所有者に対して経費負担を抑えた施業提案を行い、森林施業の集約化を図ること等により事業量を安定的に確保することが重要であるため、提案型集約化施業を総合企画し、実践していく役割を担う「施業プランナー」の育成のための支援を行う。

また、間伐材をはじめとする木材の安定供給を図るため、森林組合、素材生産、流通、加工販売にいたる関係者の連携を密にし、集出荷体制の強化のための支援を行う。

6 間伐事業の合理化に向けた取組の方向に関すること

(1) 高性能林業機械を活用した森林施業の低コスト対策について

森林施業において高性能林業機械を有効に活用するためには、作業路網等の林業生産の基盤整備の充実を図るとともに、担い手の育成及び確保を進めなければならないが、森林所有規模が小規模・分散的であることや林業の採算性悪化から、資金面等を理由に高性能林業機械の導入に消極的な現状がある。

このような状況の中、各林業関係者が連携し森林施業の合理化・共同化を進め安定的な事業量の確保を図りながら、併せて国・県の補助事業等の活用や共同購入等を促進し高性能林業機械の導入を図る。

また、高性能林業機械のオペレーター育成のため、県等が実施する研修会等へ林業担い手が参加できるよう積極的に支援する。

(2) 間伐材の利用促進について

間伐材の利用については、建築用材をはじめ、土木資材、合板用材、チップ用材等、さらには木質バイオマスとしての活用へ向けた取組など可能な限り間伐材の利用促進を図るとともに、特に本市の公共施設・公共工事等への間伐材の積極的利用についても併せて推進する。

間伐の推進及び間伐材の利用促進を図る観点から、間伐材流通経費補助の支援等を行う。また、山元から製材工場への直送化等、流通コストの低減に向けた取組を木材の生産・加工・流通関係者の連携のもと推進する。

また、国際的な問題でもある違法伐採については、「違法に伐採された木材は使用しない。」との観点を踏まえ、間伐材の利用にあたっては、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月、林野庁策定)等を踏まえ合法性の証明等の推進を図る。

7 その他に関すること

(1) 花粉発生抑制対策について

間伐等の実施に当たっては、「スギ花粉発生抑制対策推進方針」(平成20年3月31日付け19林整保第1492号林野庁長官通知)を踏まえ、スギ花粉の発生抑制に係る取組を着実に推進する。